

年金相談の

アプローチ



年金相談のアプローチ

I 社会保障制度をめぐる動向

近年、少子高齢社会に対応した持続可能な社会保障制度の構築を目指して、頻繁な制度改革が行われている。そこで、以下では、年金保険、医療保険、雇用保険、育児・介護休業法の直近の改正について、その概要を解説する。

1 国民年金法・厚生年金保険法の平成16年改正

平成16年6月、財政再計算に伴う国民年金法および厚生年金保険法の改正法が成立した。

(1) 改正の基本的考え方

改正の基本的考え方は、第1に、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し制度に対する信頼を確保することで、将来の現役世代の負担を過重なものとしないようにするとともに、高齢期の生活を支える公的年金としてふさわしい給付水準を確保すること、第2に、多様な生き方や働き方の選択に柔軟に対応できる仕組みとするとともに、就労等の様々な形での貢献が年金制度上評価される仕組みとすること、であった。

(2) 給付と負担の見直し

① 基礎年金の国庫負担割合の引上げ

基礎年金の国庫負担割合を法律の本則上2分の1とする。その道筋として、平成16年度から引上げに着手し、平成21年度までに完了する。

その財源として、平成16年度以降、年金課税の見直しによる増収分を充当する。平成17年度および平成16年度は、わが国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じたうえで、国庫負担割合を適切な水準に引き上げる。平成19年度をめどに、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行ったうえで、平成21年度までに完全に引き上げる。

② 財政検証の実施

従来の公的年金制度では、将来にわたって永久に財政を均衡させる「永久均衡方式」に基づいて財政運営が行われていたが、改正では、おおむね100年間（平成16年の財政再計算では2100年までの間）で財政均衡を図る「有限均衡方式」を導入し、財政均衡期間の最終年度における積立金水準の目標を、支払準備金程度である給付費の1年分程度にとどめ、積立金を次世代および次々世代の給付に充てることとした。

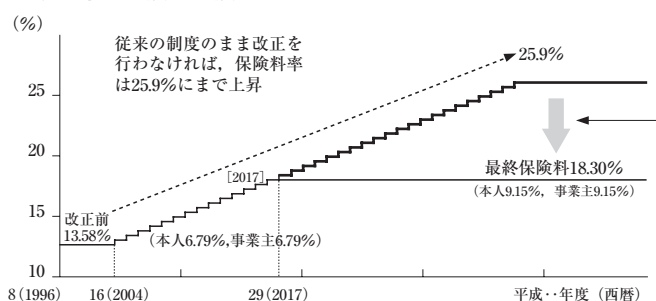
③ 保険料水準固定方式の導入

保険料水準を毎年引き上げた後、最終的な保険料水準を一定水準で固定したうえで、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する「保険料水準固定方式」を導入した。

厚生年金保険の保険料は、平成16年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年度以降は18.30%とする。国民年金の保険料（月額）は、平成17年4月から毎年280円ずつ引き上げ、平成29年度以降は16,900円とする（いずれも平成16年度価格）。

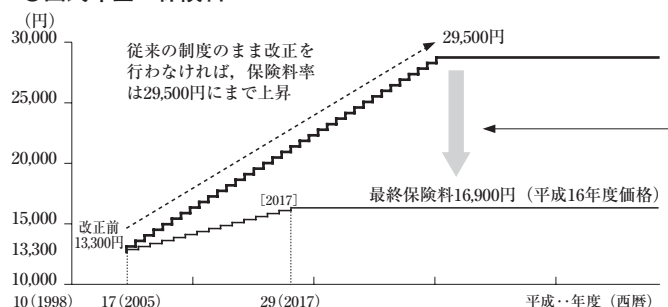
<図表1> 厚生年金保険と国民年金の保険料（率）

●厚生年金保険の保険料率



国庫負担割合の引上げ、積立金の計画的活用、給付水準の見直しなどの改正を行い、引上げを極力抑制

●国民年金の保険料



※ 平成16年価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金上昇の状況に応じて変化するものである。

④ マクロ経済スライドの導入

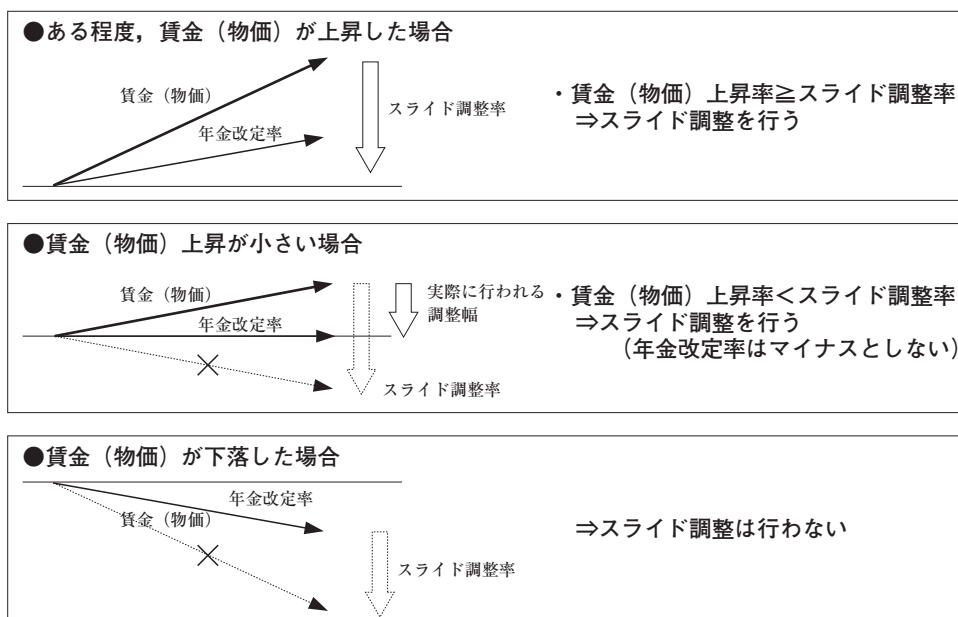
最終保険料水準固定方式の導入にともなって、その収入の範囲内で給付を賄うため、改正では、社会全体の保険料負担能力の伸びを年金改定率に反映させることで、給付水準を自動調整するマクロ経済スライドを採用した。ただし、調整は名目額を下限とし、名目額は維持する。

具体的には、新たに受給開始する新規裁定者については1人当たり賃金の伸び率から、すでに受給している既裁定者については物価上昇率から、それぞれスライド調整率を引いた年金額の改定率とする。

スライド調整率は、公的年金被保険者数の減少率と平均余命の伸びを勘案した一定率（平成37年度までは平均年0.9%程度）を用いる。この場合、被保険者数の減少については、実際の減少率に基づいて調整する実績準拠法による数値（平成37年度までは年平均-0.6%程度）を用いるが、平均余命の伸びについては、短期的な要因に左右される実績値によらず、将来見通し平均化法による数値（平成37年度までは年平均-0.3%程度）を用いる。

年金額の調整では、名目額を下限とし名目額は維持する。これにより、1人当たり手取り賃金や物価がある程度上昇する場合には、調整がそのまま行

<図表2>調整の仕組み



われるが、1人当たり手取り賃金や物価の伸びが小さく、調整を行うと名目額が下がる場合は、調整には名目額を下限とする。また、1人当たり手取り賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、賃金や物価の下落分はそのまま下げるが、それ以上に年金を下げることはしない。

賃金上昇率（物価を上回る実質賃金上昇率）および公的年金被保険者数減少率については、年金額の逆転が起こりにくくするため、単年度の実績値をそのまま用いるのではなく、実績の判明している直近3年間の平均値を年金改定に反映させる。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、新たに導入される5年ごとの財政検証で、最終的な保険料水準をもって将来にわたり財政均衡が図られることが判明するまで継続される（厚生労働省の試算の基準ケースでは平成35年度までと見込まれている）。

なお、改正により、賃金スライドする際の賃金の伸びの実績を3年平均すること、および賃金の実績値は2年前のものしかとれないことから、64歳に到達する年度の賃金の伸びは、67歳に到達する年度に行われる年金額改定ではじめて反映できることになる。したがって、実際には67歳に到達する年度までが賃金スライド、68歳に到達する年度以降が物価スライドになる。

⑤ 物価スライド特例措置の解消

平成12年度から14年度までの3カ年は、消費者物価指数が累積で1.7%低下したにもかかわらず特例措置として年金額を据え置いたため、現在の年金額は本来の額よりも1.7%高くなっている。そのため、改正法では平成17年度以降消費者物価指数が上昇しても1.7%の累積分が解消するまで、年金額を改定しないこととしている。

⑥ 標準年金の水準

マクロ経済スライドによる給付水準の調整により、標準的な年金受給世帯の給付水準（夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその間すべて専業主婦であった世帯の夫婦の基礎年金を含む厚生年金保険の水準）は、改正前の59.3%から次第に低下するが、改正法では将来にあっても50%を上回る水準を確保することとしている。ちなみに、厚生労働省の試算の基準ケースでは、平成35年度以降50.2%になると見込まれている。

なお、少子化の一層の進展等により、5年ごとに実施される財政検証の際、給付水準が50%を割り込むことが予想されるときは、マクロ経済スライドの停止等の措置を講じ、給付や負担の在り方について再検討することとしている。

(3) 多様な生き方、働き方に対応した制度の構築

① 在職老齢年金制度の見直し

60歳台前半の被用者の在職老齢年金制度について、在職中の一律2割支給停止を廃止した（平成17年4月実施）。

70歳以上の被用者の厚生年金保険については、60歳台後半の被用者と同様の給付調整の仕組みを導入する。ただし、保険料負担は求めない（平成19年4月実施）。

65歳以降の老齢厚生年金について繰下げ支給の制度を導入する（平成19年4月実施）。

② 短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大

厚生年金保険が企業および被用者の雇用形態の選択にできるだけ中立的な仕組みとなるよう、法施行後5年をめぐり、総合的に検討し、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

③ 次世代育成支援の拡充（平成17年4月実施）

子が3歳に達するまでの間、育児休業期間中（育児休業法上の育児休業に準ずる休業も含む）の保険料を免除する。また、子が3歳になるまでの間、勤務時間の短縮等の措置を受けて働き標準報酬が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬とみなすこととした。

④ 第3号被保険者期間の厚生年金保険の分割（平成20年4月実施）

被扶養配偶者のいる被保険者が負担した保険料は、被扶養配偶者と被保険者が共同で負担したものであることを基本認識とし、離婚した場合や分割を適用することが必要な事情がある場合、施行後の第3号被保険者期間の厚生年金保険の保険料納付記録の2分の1を分割できるものとする。

⑤ 離婚時の厚生年金保険の分割（平成19年4月実施）

施行後の第3号被保険者期間以外の期間に係る厚生年金保険については、配偶者の同意または裁判所の決定があれば、保険料納付記録につき当事者双

方の婚姻期間中の合計額の半分を上限として、分割できるものとした。この場合、施行日以降の離婚を対象とするが、施行日前の保険料納付記録も分割対象になる。

⑥ 遺族年金制度の見直し（平成19年4月実施）

自らの老齢厚生年金を全額受給したうえで、従来の遺族給付との差額を遺族厚生年金として支給する制度に改めた。

子のない30歳未満の遺族配偶者の遺族厚生年金を5年の有期給付とした。あわせて、中高齢寡婦加算の支給対象については、夫死亡時40歳以上とした。

⑦ 障害年金の改善

障害基礎年金と老齢厚生年金または遺族厚生年金の併給を可能とした（平成18年4月実施）。

(4) その他の改正事項

① 国民年金の保険料徴収対策の強化

国民年金保険料の徴収について、所得に応じた多段階免除制度の導入し、従来の全額免除、半額免除に加え、新たに4分の3免除、4分の1免除の段階を設けた（平成18年4月実施）。

また、平成27年6月までの措置として、若年の就業困難者に対する納付猶予制度を導入し、30歳未満の第1号被保険者を対象として、親と同居していても、独身であれば本人所得、既婚者であれば本人と配偶者の所得が一定以下の者について、申請に基づき保険料の納付を要しないこととする。追納と給付の扱いは学生の納付特例と同様とした（平成17年4月実施）。

② 年金制度の理解を深めるための取組み（平成20年4月実施）

保険料納付実績や年金額の見込み等の年金個人情報に被保険者に分かりやすい形で定期的に通知するものとする。その際、保険料納付実績を点数化して表示する仕組み（ポイント制）を導入する。

③ 第3号被保険者の特例届出（平成17年4月実施）

過去の第3号被保険者の未届期間について特例的に届出をすることができることとし、届出に係る期間は保険料納付済期間とした。さらに今後は、2年以上遅れて第3号被保険者の届出をした場合にも、やむを得ない事由があ

る場合には、2年前の期間も保険料納付済期間とすることとした。

④ 企業年金関係

厚生年金基金の安定化：免除保険料の凍結を解除するとともに、分割納付、納付額の特例といった解散時の特例措置（3ヵ年の時限措置）を講じることとした（平成17年4月実施）。

確定拠出年金の改善：拠出限度額の引上げを行う（平成16年10月実施）とともに、中途引出しの要件を緩和した（平成17年10月実施）。

企業年金のポータビリティの向上：厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とする。この移換が困難な場合は、企業年金連合会（厚生年金基金連合会を改称）において年金として受給できる途を開く。また、厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金への加入者の年金原資の資産移換を可能とした（平成17年10月実施）。

2 その他の年金改正

(1) 農林漁業団体職員共済組合と厚生年金保険の統合

平成13年には、公的年金制度の一元化の一環として、農林漁業団体職員共済組合と厚生年金保険の統合法が制定され、平成14年4月から実施された。

この統合により、つぎの点が改正された。

- ① 旧農林漁業団体職員共済組合の組合員は厚生年金保険の被保険者となり、旧農林漁業団体職員共済組合の年金給付等のうち厚生年金相当部分については厚生年金保険から支給する。
- ② 厚生年金相当分の給付費にあてるため、旧農林漁業団体職員共済組合は厚生年金保険に対して当該費用にかかる積立金に相当する額を納付する。
- ③ 農林漁業団体職員共済組合の事業所等の被保険者の保険料率は、当分の間は厚生年金保険の保険料率に上乗せした特例保険料率とし、平成14年4月から平成16年9月までは2.14%、平成16年10月から平成20年9月までは1%をそれぞれ上乗せする。
- ④ 旧農林漁業団体職員共済組合の年金給付等のうち旧農林漁業団体職員共済組合の組合員期間にかかる職域年金相当部分については、統合後もなお経過的に存続する農林漁業団体職員共済組合が支給する。

〈図表 3〉 消費者物価指数

(平成10年 = 100)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
前年比 (%)	▲0.3	▲0.7	▲0.7	▲0.9	▲0.3	0.0	▲0.3	▲0.3
	←特例措置分累積 ▲1.7→			↓ マイナス スライド を 実 施	↓ マイナス スライド を 実 施	↓ 特例水準 を据置き	↓ マイナス スライド を 実 施	↓ 特例水準 を据置き

*平成12～14年度は年金額等を据え置く特例措置を講じた

〈図表 4〉 平成19年度の年金額 (月額)

老齢基礎年金 (1人分)	老齢基礎年金 (夫婦2人分)	厚生年金保険 (被用者世帯の標準的年金額*)
66,008円	132,016円	232,592円

*夫は平均的な賃金で厚生年金保険に40年加入、妻は基礎年金(満額)のみの場合の夫の老齢厚生年金と夫婦の老齢基礎年金の合計額。

(2) 年金額の改定

年金額については、新規裁定者は名目手取り賃金変動率、既裁定者は物価変動率を基準として、毎年度の年金額を改定するのが基本的なルールとされている。

ただし、平成18年の対前年比の物価変動率がプラス0.3%であったのに対して、対前年度比の名目手取り賃金変動率(平成15年度から平成17年度の実質賃金変動率等を基に算出)は0.0%であった。このように、物価変動率が名目賃金変動率を上回り、かつ名目賃金手取り賃金変動率はマイナスにならない場合は、両者のバランスを考慮し、新規裁定者および既裁定者ともに名目手取り賃金変動率に基づいて改定することとされている(基本ルールを適用すれば、既裁定者の年金額の伸びが新規裁定者の伸びを上回るという事態が発生する)。その結果、平成19年度の年金額は平成18年度と同額に据え置かれた。

なお、現在の年金額は、平成12～14年度に実施した年金額据置きの特例措置により、本来水準の額より1.7%かさ上げされた特例水準となっているが、平成16年改正法の附則規定で、特例水準の額が支給されている期間は、物価と賃金がともに上昇した場合でも年金額を据え置いて、特例水準分を解消することとしている。

また、平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドによる調整は、物価スライド特例措置が解消された後に開始されることになっているため、平成19年度も発動されない。

3 日本年金機構法案：平成19年

国民の信頼に応えることができる公的年金制度の事業運営体制の構築を目指して、平成19年の通常国会に日本年金機構法案が提出された。

法案では、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方で、新たに非公務員型の年金公法人を設置し、厚生労働省の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせる。

この年金公法人においては、能力と実績に基づく職員人事の徹底、民間企業へのアウトソーシングの推進等により、サービスの向上および効率的かつ効果的な業務遂行の実現を図る。

(1) 法人の組織等

機構の名称は日本年金機構とし、役員として、理事長、副理事長、理事、監事を置く。理事長および監事は厚生労働大臣が任命し、副理事長および理事は理事長が厚生労働大臣の許可を受けて任命する。理事会は、法人の運営に係る重要事項を審議し、決定する。

ヒーローたちの年金

寅さんの場合① 遺族基礎年金

フーテンの寅さんがあの世に行ってしまう、柴又の家には妹の『さくら』をはじめとする遺族が残されました。寅さんはサラリーマンではないので、自営業者のための国民年金に加入することになっています（第1号被保険者）。

したがって柴又の遺族には国民年金から遺族給付が行われます。国民年金からの遺族給付として、一番に頭に浮かぶのが遺族基礎年金ですが、柴又の遺族はこの年金を受け取れるのでしょうか。

じつは遺族基礎年金はだれでも受け取れるわけではありません。遺族の範囲が定められており、「子のある妻」または「子」に限られます。つまり妹の『さくら』や『おいちゃん』『おばちゃん』は支給の対象にならないわけです。したがって、一生を独身で通した寅さんには妻も子もいませんので、死亡によって遺族基礎年金は支給されないことになります。

天国では目が点になっているかもしれません。

役職員は非公務員とするが、刑法等の罰則は公務員とみなす。役職員の報酬または給与は勤務成績等が考慮されるものでなければならない。役職員は、保険料により運営される年金事業の意義を自覚し、強い責任感をもって、誠実かつ公正に職務を遂行する旨のサービスの誓約を行う。

機構の事務所等は、本部、ブロック機関、年金事務所とする。

(2) 業務運営

① 国と機構の役割分担

国は、公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う。機構は、厚生労働大臣から委託を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担う。

② 業務運営の基本理念と機構の業務

機構は、その業務運営に当たり、国民の意見を反映しつつ、サービスの室の向上を図るとともに、業務運営の効率化、公正性および透明性の確保に努めなければならない。

機構の業務は、厚生年金保険法および国民年金法の規定により機構が行う事務、健康保険法および船員保険法の規定により機構が行う事務（全国健康保険協会の管掌する健康保険および船員保険に関する適用および徴収）、児童手当法の規定により機構が行う拠出金の徴収に関する事務である。

③ 民間委託

機構は、厚生労働大臣の定める基準に従って、業務の一部を委託する。委託を受けた者には秘密保持義務を課す。

(3) 関係法律の改正

① 権限の委任等の規定整備（厚生年金保険法、国民年金法等）

社会保険庁長官が行うと定められている業務は厚生労働大臣が行うことに改めるとともに、厚生労働大臣は機構に権限の委任および事務の委託をして行わせることとする。

② 機構に強制徴収を行わせるための規定整備（厚生年金保険法、国民年金法等）

保険料の滞納処分は、厚生労働大臣から権限の委任を受け、機構において実施することとし、機構における滞納処分業務の公正性、客観性を担保する